

岐阜県 地域薬薬連携連絡会立ち上げ・運用の指針

分業対策委員会

1 地域薬薬連携連絡会設置のための準備会

- ①関係病院と薬局薬剤師の相互理解の促進を図るために、地域薬薬連携連絡会設置準備のための会合(以下「準備会」という。)を持つこと。
- ②当初の準備会のメンバーは、地域の関係する病院と薬局薬剤師の代表もしくはそれに準ずる者とする。
- ③準備会では、地域での薬薬連携の具体的な方策を協議し、地域薬薬連携連絡会のメンバーの選定も行うこと。
- ④薬薬連携は、実施病院はもとより地区の医師会や行政などの理解を得ることが重要である。準備会のメンバーは、協議結果に基づいて、病院薬剤師は院内での、薬局薬剤師は地域医師会、歯科医師会並びに行政機関への周知・協力要請を行い、地域での薬薬連携が円滑に行われる体制作りを行うこと。

2 地域薬薬連携連絡会(以下「連絡会」という。)のメンバー

連絡会は、病院薬剤師5名以内及び薬局薬剤師5名以内をもって構成するが、地域医師会、歯科医師会からもメンバーを入れ意見の聞ける体制とすること。

※下呂地区の運用を踏まえて開催された第一回岐阜県薬薬連携協議会において、医師側から地域の薬薬連携について、医師会側も意見を述べたいとの発言があった。

薬薬連携は、医療連携の一部をなすものであるため、ある程度運用が固まった時点で医師会・歯科医師会との意見交換を行うこと。

3 地域薬薬連携連絡会の役割

連絡会の役割は、①具体的な連携方法の検討、②運用状況の把握、③運用の改良、④運用の徹底、⑤連携による有用事例の収集を行うことであり、以下のことを行うこと。

①具体的な連携方法の検討

次のとおり連携の1)運用方法の検討、2)情報連絡書の検討及び改良、3)お薬手帳の活用、4)会員への周知を行うこと。

1)運用方法の検討

患者の薬剤使用に関する情報の施設間連絡は、患者に交付される情報提供の手段である「お薬手帳」などが基本であり、あくまでも情報連絡書は、より詳細な情報が必要な患者に関して発行することが原則である。地域の実情に合わせて検討すること。

◎地域での最低限のルール作り

例1；「情報連絡書」を受け取ったら、発行者に連絡を入れること。

※情報連絡書の運用は、病院薬剤師と薬局薬剤師の **give&take** の関係で成り立つものであるため、受けた側の返礼が、運用継続の鍵となることを忘れないこと。

例2；急ぐ場合は、FAXの活用も行うこと。

※下呂で行われたモデル事業の結果、薬局薬剤師が事前に患者の入院を把握し情報連絡書を発行することは難しいと思われる。したがって、薬局薬剤師から病院薬剤師への提供は、病院薬剤師からの求めに応じた方が現実的である。

具体的には、患者同意の取得後、個人情報保護に配慮して病院薬剤師から薬局薬剤師への問い合わせを、FAXでの提供を原則に行なうこと。ただし、急ぐ場合は電話対応の後FAXで行なう方法をとること。

2)情報連絡書の検討及び改良

◎情報連絡書は、日薬様式をベースに地域の実情に合う様改良すること。

3)お薬手帳の活用

◎普及方法の検討(住民啓発の方法の検討)

患者の薬剤使用に関する情報の施設間連絡は、患者に交付される情報提供の手段である「お薬手帳」などが基本であるため、お薬手帳の普及率の向上を図ること。

4)会員への周知

◎運用が固まった時点で、地域での薬薬連携の運用、最低限のルールなどを会員に説明会を開催し周知すること。

②運用状況の把握

薬薬連携の運用状況を把握することは、薬薬連携を定着させるために必要である。運用状況の把握には、「情報連絡書記録用紙」を作成し、情報連絡書を発行した側、受領した側双方ともこれに記録すること。この記録は定期的にまとめること。また、定期的に集約された記録は、必要に応じて運用の実績並びに改良に活用するために解析すること。

③運用の改良

運用状況の把握から得られた結果に基づき、随時運用の改良を行う。改良した点、改善しなければいけない不都合な点は、全体会議など開催して会員への周知徹底を図ること。

④運用の徹底

立ち上げ当初は連絡会を頻繁に開催し、運用体制の確立を早期に図ること。そして、ある程度薬薬連携が軌道に乗った後は、定期的で開催すること。

⑤連携による有用事例の収集など

薬薬連携の目的は、病院薬剤師、薬局薬剤師間のシームレスな服薬情報などの伝達により、患者の安全を守ることである。こうした連携の有用性を立証することは薬剤師の職能をアピールにも繋がるので、地域薬薬連絡会で積極的にエビデンスを収集すること。そして色々な機会で発表すること。